

高知観光トク割キャンペーン

ワクチン・検査パッケージマニュアル【3校】

令和4年9月30日

高知観光トク割キャンペーンの適用にあたっては、国の「ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」（以下 ガイドライン）及び令和4年3月25日付け「県民割支援（地域観光事業支援（需要創出））の運用変更について」に沿った手続きが必須となりますので、本マニュアルにより適切な対応をお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、お手数をおかけしますが、その都度事務局までお問い合わせ下さい。

■目次

1. はじめに	1
2. ワクチン検査パッケージの概要	2
3. 商品造成・販売時の対応等	3
4. 販売後～旅行開始日、チェックイン日の対応	4～7
5. その他留意事項	7
6. ワクチン・検査パッケージの周知	7

【参考】旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン（令和3年11月19日観光庁）

【ワクチン検査パッケージの概要】

＜確認事項＞

- ▶ **3回接種済であること又は検査結果が陰性であることの確認**
- ▶ 原本以外に画像や写し等の提示も可
- ▶ 12歳未満の者は検査不要（同居する親等の同伴が条件。ただし、自粛要請の対象となる場合は検査が必要）

＜検査結果の有効期限＞

- ▶ PCR検査・抗原定量検査は検体採取日から3日以内、抗原定性検査は1日以内が有効

2. ワクチン検査パッケージの概要

1. ワクチン・検査パッケージの内容

ツアー開始時（チェックイン時）に、本人確認とあわせて予防接種済証等または検査結果通知書の提示を求め、利用者がワクチン接種済または陰性であることを確認し、安心・安全の確保を図るものです。

ワクチン3回接種済の方、または陰性が確認できた方のみ高知観光トク割キャンペーンによる割引及びクーポン配布の対象となります。

【例外事項】

- ① 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス
遠足や修学旅行等の学校等の活動に関する旅行については、予防接種済証等または検査結果通知書の確認不要
- ② 12歳未満の子どもについて
同居する親等の監護者が同伴する場合は、予防接種済証等または検査結果通知書の確認不要（まん延防止等重点措置に係る県またぎ移動については6歳以上12歳未満の児童は確認が必要）

2. ワクチン・検査パッケージ活用時のフロー（国のガイドラインによる）

①販売時の対応

- ▶ 条件を満たさない場合の対応等を商品に明記
- ▶ 購入時に、ワクチン接種歴又は検査結果を提示することの同意を得る
- ▶ ワクチン接種歴の確認は、できる限り事前（販売時等）に行う

②チェックイン時、ツアー開始時の対応

ワクチン接種歴又は検査結果等を確認

（旅行会社）

- ▶ 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が集合場所にて確認
- ▶ 添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等して確認
- ▶ 添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設にてフロントスタッフ等が確認

（宿泊施設）

- ▶ チェックイン時にフロントスタッフ等が確認

③ワクチン3回接種もしくは陰性が確認できない場合

（旅行会社）

- ▶ 販売時に示している方法（取消等）を案内

（宿泊施設）

- ▶ ワクチン・検査パッケージを利用条件としていない別の宿泊プランの提案

- ※ 旅行会社、宿泊施設が検査を行い陽性が判明した場合は、医療機関又は新型コロナウイルス健康相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す
- ※ 濃厚接触者と考えられる旅行者は、保健所に相談する等の対応を促す

3. 商品造成・販売時の対応等

1. 商品造成時の留意点（ツアー開始時に確認を行う場合）

- ・ 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認に要する時間を商品造成時に考慮する。
- ・ 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において、密にならないような場所を確保する。

2. 商品販売時に明記すべき事項

販売時に以下の内容を明記する。

- ・ 対象商品について、ワクチン3回接種済であること又は確認日の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日又は当日）の検体採取による検査結果が陰性であることが参加（利用）の条件であること。
- ・ 検査結果通知書は、①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されているものを利用すること。また、PCR検査を推奨すること。
- ・ 予防接種済証等を撮影した画像や写し等を提示することも可能であること。
- ・ 条件を満たさない場合（検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン3回接種済でなかった場合等）は割引及びクーポン配布の対象外となること（取消料や代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等の周知が必要な事項がある場合はその点も併せて記載のこと）。
- ・ 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応（取消料や代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等の周知が必要な事項がある場合はその点も併せて記載のこと）。
- ・ 検査費用が代金に含まれる場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法（PCR検査等、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）。
- ・ 確認書類の持参忘れにより当日までに予防接種済証等又は検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと。

3. 商品販売時に旅行者から同意を得るべき事項

- ・ ワクチンを接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件であること。
- ・ 予防接種済証等又は検査結果通知書を事前確認又は当日確認の際に確認を行う者（宿泊施設であればフロントスタッフ、旅行商品の場合は添乗員等）に提示すること。
- ・ ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があるため、ワクチンを接種していたとしても基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性があり、また、偽陰性である可能性もあるため、基本的な感染対策を怠らないこと。
- ・ 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること。

4. その他留意点

- ・ 利用条件（ワクチン接種済又は検査結果が陰性であること）の確認を当日に行うと、ツアーの添乗員や宿泊施設のフロントスタッフ等に負担がかかり、条件に合致しない場合の旅行者の不便も大きくなるため、予防接種済証等の確認は、できる限り事前（販売時等）に行うこととする。また、確認の重複や確認漏れを防ぐため、事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。

4. 販売後～旅行開始日、チェックイン日の対応

1. 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認

- ・ 事前確認を実施している場合は、当日のツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認のみを行う。
- ・ 当日確認の場合は、ツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認と併せて予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を行う。
- ・ 確認時やその待ち時間に密にならないよう配慮する。

2. 確認方法

確認は、以下のいずれかにより適切に実施する。

- ・ 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う。
- ・ 添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う。
- ・ 添乗員が付かない宿泊付きツアーや宿泊施設への直接予約等の場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う。

3. 確認内容

(1) 予防接種済証等

- ・ 本人であること（身分証明書等により確認）
- ・ 3回接種接種済であること
(高知県在住者が、令和4年3月31日以前に行った県内旅行の予約分は、ワクチン2回目接種から14日間以上経過していること)
- ・ 予防接種済証及び接種記録書の場合は、3回目のシールが貼られていることを確認
- ・ 確認は、目視で行うこととし、写しの取得や事務局への提出は不要
- ・ 原本以外に画像や写し等での確認も可

4. 販売後～旅行開始日、チェックイン日の対応

4. 予防接種済証等の確認のポイント

【予防接種済証（パターン１）】

【予防接種済証（パターン２）】

【接種記録書】

【予防接種証明書】



【新型コロナワクチン接種証明書アプリ】

① 接種回数

- 接種回数が3回であることを確認。
(予防接種済証及び接種記録書の場合、3回目のシールが貼られていることを確認。)

② 本人氏名

- 運転免許証等により、本人のものか確認。

4. 販売後～旅行開始日、チェックイン日の対応

(2) 検査の結果通知書の場合

- ・本人であること（身分証明書等により確認）
- ・検査結果（陰性であることを確認）
- ・有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認。）であることを確認
- ・下記の検査結果通知書の様式例以外の検査結果通知書の場合は、**検体採取日が旅行開始日（チェックイン日）の3日前以降（抗原定性検査の場合は前日以降）であることを確認**
（例：旅行開始日（チェックイン日）が1月31日の場合、PCR検査等、抗原定量検査の場合は1月28日以降、抗原定性検査については、1月30日以降の検体採取日の検査であることが必要）
- ・検査方法（PCR 検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）
- ・確認は、目視で行うこととし、写しの取得や事務局への提出は不要
- ・原本以外に画像や写し等での確認も可

＜検査結果通知書の様式例＞

検査結果通知書	
・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。 ・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。 ・ 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。	
陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。	
☐ 受検者氏名	〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)
☐ 検体採取日※1	2021 年〇月〇日
☐ 検査結果	☒ 陰性 ・ ☐ 陽性 ・ ☐ 判定不能
☐ 有効期限※2	2021 年〇月〇日
☐ 検査方法	☒ PCR 検査等 ・ ☐ 抗原定量検査 ・ ☐ 抗原定性検査
☐ 検体	☒ 唾液 ・ ☐ 鼻腔ぬぐい液 ・ ☐ 鼻咽頭ぬぐい液
☐ 使用した検査試薬又は検査キット名	〇〇 〇〇
※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。 ※2 有効期限：PCR 検査等は採取日＋3日、抗原定性検査は検査日＋1日	
☐ 事業所名（又は検査所名）	〇〇 〇〇
☐ 検査管理者氏名	〇〇 〇〇
【陽性の場合】	
☐ 医療機関を受診してください。	
☒ 〇〇 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください	
電話番号 〇3 - ×××× - ××××	

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

4. 販売後～旅行開始日、チェックイン日の対応

4. 予防接種済証等によるワクチン接種または検査結果通知書による陰性の確認ができなかった場合の対応

(1) 旅行会社、宿泊施設等で検査を行い検査結果が陽性だった場合

- ・医療機関又は新型コロナウイルス健康相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す。

【新型コロナウイルス健康相談センター】

電話番号：088-823-9300

受付時間：9時から21時（平日・土日祝日）

- ・同行者の中に同居人等の濃厚接触者と考えられる旅行者がいる場合は、保健所に相談する等の対応を促す。

(2) その他の場合

検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン3回接種済でなかった場合、検体採取日が旅行開始日（チェックイン日）の4日前以前（抗原定性検査の場合は2日前以前）の場合 等

①旅行会社

- ・販売時に示している対応方法（取消等）を案内する。

②宿泊施設

- ・予防接種済証等又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊プランを提案する等の対応を必要に応じて行う。
- ・OTAや自社サイトでトリ割キャンペーン適用プランを販売し、事前決済の場合は、割引分の支払を追加で受けるとともに、おもてなしクーポンを配布しない。
- ・OTAや自社サイトでトリ割キャンペーン適用プランを販売し、現地払の場合は、割引非適用価格の支払を受けるとともに、おもてなしクーポンを配布しない。

5. その他留意事項

- ・ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性があることに留意する必要がある。そのため、ワクチン接種歴や検査結果の活用にあたっては、基本的な感染防止策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、二酸化炭素濃度測定器（CO2 センサー）などを活用した換気の徹底等）を維持・徹底する。
- ・政府や都道府県の判断で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を発令した場合、都道府県独自の感染症対策において移動にかかる制限を実施する場合、これに従うものとする。

6. ワクチン・検査パッケージの周知

事務局において、下記の内容等を公式HPに掲載する等の対応を行い、ワクチン・検査パッケージの周知を図る。

- ・ワクチン3回接種済であること、又は検査の結果が陰性であることが高知観光トリ割キャンペーンの割引適用、クーポン配布を受けるための条件であること。
- ・上記を確認するため、予防接種済証等又は検査結果通知書が必携書類であること。